

公益財団法人かずさDNA研究所 役員等の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人かずさDNA研究所（以下「財団」という。）の役員等の報酬、費用及び退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員 理事のうち財団に常時勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員等 常勤役員以外の役員等をいう。
- (5) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用 職務遂行に伴い発生する交通費として支給する通勤手当及び旅費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報酬等

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤役員に報酬及び賞与並びに退職手当を支給する。

(報酬)

第4条 前条の報酬は、本俸及び調整手当とする。

2 本俸は月額とし、次に掲げる役職に応じ、当該各号に定める額の範囲内で理事会の承認を得て理事長が定める。

- (1) 理事長 1,000,000円
- (2) 副理事長 900,000円
- (3) 前2号以外の理事 800,000円

3 調整手当の額は、本俸月額に100分の7を乗じて得た額とする。

(賞与)

第5条 賞与は、毎年6月及び12月に支給する。

2 賞与の額は、報酬月額に100分の120を乗じて得た額に、賞与支給率を乗じて得た額とする。

3 前項の賞与支給率は、次のとおりとする。

(1) 6月支給賞与 100分の190

(2) 12月支給賞与 100分の205

(退職手当)

第6条 常勤役員（千葉県派遣者及び千葉県退職者を除く。）が退職したときは、その者（死亡退職の場合は遺族）に退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、当該常勤役員が在任した次の各号の役職ごとに退職の日における本俸月額に当該役職に在任した月数（以下「在任月数」という。）を乗じて得た額に、当該各号に定める支給率を乗じて得た額を合計した額とする。

(1) 理事長 100分の25

(2) 副理事長 100分の20

(3) 前二号以外の理事 100分の15

3 前項の在任月数に1月未満の端数があるときは、半月未満は切り捨て、半月以上は1月とする。

4 第1項の規定にかかわらず、常勤役員が退職した場合において、次の各号の一に該当するときは、退職手当は支給しない。

(1) 財団定款第25条第1号に該当し、評議員会の決議により解任された場合

(2) 退職の日又はその翌日に再び財団の常勤役員となった場合

(常勤役員の報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給方法は、財団職員の例による。

(非常勤役員等の報酬)

第8条 非常勤役員等が、財団の用務に従事したときは、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬は、勤務1日につき20,000円とする。

3 非常勤役員等に対する報酬は、原則として勤務日に直接本人に支払うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、本人から申出があった場合は、口座振込の方法により支払うことができるものとする。

第3章 費用

(通勤手当)

第9条 常勤役員に、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

2 前項の通勤手当の額及び支給方法は、財団職員の例による。

(旅費)

第10条 役員等が、財団の用務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、財団職員の例による。

- 3 旅費の支給方法は、常勤役員については職員の例によるものとし、非常勤役員等については第8条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「報酬」とあるのは「旅費」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(公表)

- 第11条** 財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第12条** この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

- 第13条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月18日改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月20日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年9月1日から施行する。

(特例期間中の報酬等)

- 2 平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間においては、規程に基づき支給される報酬等のうち次に掲げる報酬等の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬等の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本俸 当該役員の本俸に100分の10を乗じて得た額

(2) 調整手当 当該役員の調整手当の額に100分の10を乗じて得た額

(3) 賞与 当該役員が受けるべき賞与の額に、100分の10を乗じて得た額

- 3 附則第2項及び前項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (令和2年3月24日改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。